

議案第1号

富津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
富津市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月19日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）が施行されることに伴い、戸籍証明書等の広域交付事務並びに戸籍及び除籍に係る電子証明書提供用識別符号の発行事務に係る手数料の規定を追加するため、条例の一部を改正するものである。

富津市手数料条例の一部を改正する条例

富津市手数料条例（平成12年富津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項中「又は抄本」を「若しくは抄本又は戸籍証明書」に改め、「第120条第1項」の次に「若しくは第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表の2の項の次に次のように加える。

2の2	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	戸籍法第120条の3第2項の規定による戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び4の2の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき	400円
-----	----------------------	---	---------------------	------

		しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	
--	--	-----------------------------------	--

別表の3の項中「又は抄本」を「若しくは抄本又は除籍証明書」に改め、「第120条第1項」の次に「若しくは第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同表の4の項の次に次のように加える。

4の2	除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	戸籍法第120条の3第2項の規定による除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき	700円
-----	----------------------	--	---------------------	------

別表の5の項中「若しくは申請の受理の証明書又は」を「、申請の受理の証明書若しくは」に改め、「事項の証明書」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容の証明書」を加え、同表の6の項中「受理した書類」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容を表示したもの」を加え、「書類1件につき」を「1件につき」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。